

大阪市告示第1383号の2

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおりとする。

令和6年10月9日

大阪市長 横山英幸

令和4年大阪市告示第376号（区役所の執務時間）による区役所の執務時間について、令和6年10月27日を除く。

（市民局区政支援室区行政制度担当）

（令和6年10月9日揭示済）